

ID: 200

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	柴田町下水道条例 第23条		
例規番号	平成10年条例第35号		
【基準】 第23条の規定による。 (改善命令) 第23条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日